留　意　事　項

［提出時期］：学校法人の理事・監事・評議員を変更したとき。

［提出部数］：２部

［関連手続］：理事長・代表権を有する理事変更登記済届

［根拠法令］：私立学校法施行令第６条第２項、同施行規則第61条第１項、同条第４項

［そ の 他］：(1)重任（再任）の場合もこの様式により届出をしてください。

　　　　 　　(2)学校法人の寄附行為における親族等の制限に関する親族とは６親等以内の血族、配偶者又は３親等以内の姻族をいいます。(249ページ参照)

［留意事項］：改正法施行後に選任される理事・監事・評議員の任期について

